

●規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正</p> <p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年6月、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置の一環として人事院規則が改正され、国家公務員の育児参加のための休暇について、対象期間を出産の日以後1年を経過する日まで（現行、8週間を経過する日まで）とすることとなった（同年10月1日施行）。 ○ 県では、令和4年9月、国に準じた改正を行うことから（同年10月1日施行予定）、当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 <p>※ 男性職員の育児参加休暇（特別休暇） 職員の配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得することができる（対象期間中に計5日以内）。</p> <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男性職員の育児参加休暇に係る対象期間を、現行、当該出産の日以後「8週間を経過する日まで」となっているものを、「1年を経過する日まで」とする。 <p>※ 男性職員の育児参加休暇 病院機構職員取得実績（令和3年度） 取得者数 13人 延べ取得日数 約48日</p>
施行期日	令和4年10月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程新旧対照表（令和4年10月1日施行）

新		旧	
(特別休暇)		(特別休暇)	
第18条 略		第18条 略	
特別休暇の種類	事由	特別休暇の種類	事由
略		略	
16 男性職員の育児参加休暇	1 定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの間ににおいて、1日又は1時間単位とし、5日以内(ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができます。)	16 男性職員の育児参加休暇	1 職員の配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの間ににおいて、1日又は1時間単位とし、5日以内(ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができます。)
			2 略
			略

規則の概要

題名	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の一部改正に鑑み、男性職員の育児参加休暇について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年6月、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置の一環として人事院規則が改正され、国家公務員の育児参加のための休暇に係る対象期間について、子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大されることとなった（同年10月1日施行）。 ○ 令和3年10月18日付けの人事委員会勧告等においても、上記に係る人事院規則の改正に向けた動きを踏まえ、「本県においても、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、（中略）国や他の都道府県の動向を注視しながら検討し、対応することが必要である」旨の報告を行っている。 ○ このため、男性職員の育児参加休暇について所要の改正を行う必要がある。 <p>※ 男性職員の育児参加休暇：職員の配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため必要と認められるとき（授乳、保育所への送迎等）に取得することができる（対象期間中に計5日以内）。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>男性職員の育児参加休暇に係る対象期間を、1年を経過する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大する。</p>
施行期日	令和4年10月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし